

令和7年度 応急手当普及員再講習開催のご案内

○応急手当普及員とは・・・

応急手当普及員とは、心肺蘇生法等を推進するために必要な知識と指導技能を有する者として認定された方をいいます。

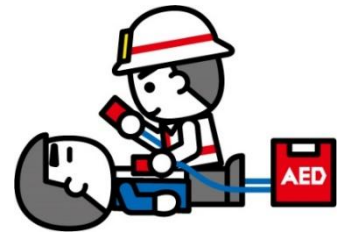
応急手当普及員に認定されると、ご自身が所属する事業所の従業員や自主防災組織（消防団等）や自治会の構成員等に対し、心肺蘇生法等の指導を行うことができます。なお、有効期間は3年で、更新するためには応急手当普及員再講習を受講する必要があります。



○開催日と申込期間

開 催 日	申 込 締 切
9月28日（日）	8月31日（日）

※資格の有効期限は「3年」です。
資格を維持するためには再講習が必要です。



○講 習 時 間 9時00分～12時00分（3時間）

○講 習 会 場 鳥栖・三養基地区消防事務組合
鳥栖市本町三丁目 1488 番地 1

（災害出動等諸事情により、開催しない場合もあります。）

○受 講 料 **無料**（講習終了後、修了証カードを交付します。）

※講習時間に満たない場合（遅刻、早退、欠席等）は、修了証の交付はできませんのでご注意ください。

○申 込 み 方 法 「応急手当普及員再講習依頼書」に必要事項を記載し、消防本部警防課救急室へ提出、またはメール及びFAXにて受付しています。

※受講対象者は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町に居住・勤務・通学されている方です。

○テ キ ス ト 応急手当指導者標準テキスト（ガイドライン 2020 対応）東京法令出版

※テキストは、事前に各受講者様で書籍店等にて購入し、持参して下さい。

○そ の 他 当日は筆記用具持参のうえ、動きやすい服装で受講されるようお願いいたします。実技がありますので、タオル、飲料水等、着替えは各自で準備をお願いします。（任意）

＜問い合わせ及び申込先＞

〒841-0088 鳥栖市本町三丁目 1488 番地 1

鳥栖・三養基地区消防事務組合 警防課救急室

電話：0942-83-7995

メール：keibouka@fd-tosumiyaki.jp